

(道府県民税)

署
税理士
名

(電話)

受付印		令和 年 月 日		法人番号		この申告の基礎		申告年月日										
		埼玉県 県税事務所長		法人税の		年 月 日		年 月 日										
所在地 (本税が支店等の場合は本店所在地と併記)		(ふりがな) 代表者氏名		期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)		兆 十億 百万 千 円		事業種目		資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		非中小法人等						
(ふりがな) 法人名		(電話)		期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)		兆 十億 百万 千 円		期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額		兆 十億 百万 千 円		期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円				
				法人区分		イに掲げる法人												
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書																		
事業 税	摘要		課税標準		税率 ⁽¹⁰⁰⁾		税額		(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて計算した法人税額		①		兆 十億 百万 千 円					
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業										②							
	所得割	所得金額総額 別表5②		兆 十億 百万 千 円						試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額		③						
		年400万円以下の金額		兆 十億 百万 千 円						還付法人税額等の控除額		④						
		年400万円を超え年800万円以下の金額		兆 十億 百万 千 円						退職年金等積立金に係る法人税額		⑤						
		年800万円を超える金額		兆 十億 百万 千 円						課税標準となる法人税額 ①+②-③+④		⑥				000		
		計 ②+③+④		兆 十億 百万 千 円						2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		⑦				000		
	付加価値割	軽減税率不適用法人の金額		兆 十億 百万 千 円						法人税割額 (⑥又は⑦×100)		⑧						
		付加価値額総額		兆 十億 百万 千 円						道府県民税の特定寄附金税額控除額		⑨						
	資本割	付加価値額		兆 十億 百万 千 円						税額控除超過額相当額の加算額		⑩						
		資本金等の額総額		兆 十億 百万 千 円						外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		⑪						
		資本金等の額		兆 十億 百万 千 円						外国の法人税等の額の控除額		⑫						
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業								仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑬						
	収入割	収入金額総額		兆 十億 百万 千 円						差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫		⑭				00		
		収入金額		兆 十億 百万 千 円						既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑮				00		
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑯					
	所得割	所得金額総額 別表5②		兆 十億 百万 千 円						この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑯		⑰				00		
		所得金額		兆 十億 百万 千 円						均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 円× $\frac{17}{12}$		⑱				00		
	付加価値割	付加価値額総額		兆 十億 百万 千 円						既に納付の確定した当期分の均等割額		⑲				00		
		付加価値額		兆 十億 百万 千 円						この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲		⑳				00		
資本割	資本金等の額総額		兆 十億 百万 千 円						この申告により納付すべき道府県民税額 ⑲+⑳		㉑				00			
	資本金等の額		兆 十億 百万 千 円						㉑のうち見込納付額		㉒				00			
収入割	収入金額総額		兆 十億 百万 千 円						差引 ㉑-㉒		㉓							
	収入金額		兆 十億 百万 千 円						特別区分の課税標準額 東海地方等の申告計算する額 同上に対する税額 ⑳×100		㉔				000			
付加価値割	付加価値額総額		兆 十億 百万 千 円						市町村分の課税標準額 同上に対する税額 ㉓×100		㉕				000			
	付加価値額		兆 十億 百万 千 円						法人税の期末現在の資本金等の額		㉖							
資本割	資本金等の額総額		兆 十億 百万 千 円						法人税の当期の確定税額		㉗							
	資本金等の額		兆 十億 百万 千 円						決算確定の日		・							
収入割	収入金額総額		兆 十億 百万 千 円						解散の日		・							
	収入金額		兆 十億 百万 千 円						残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・							
合計事業税額(㉗又は㉘)+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿		00								申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無						
事業税の特定寄附金税額控除額		00								法人税の申告書の種類		青色・その他						
差引事業税額 ㉗-㉘-㉙		00								この申告が中間申告の場合の計算期間		・						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		00								翌期の中間申告の要否		要・否		国外関連者の有無		有・無		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))		00								還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 口座番号(普通・当座)		支店				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		00								前事業年度の法人区分		イに掲げる法人						
還付請求中間納付額		00																
資本金の額(外貨)				資本剰余金の額(外貨)				資本剰余金の額(外貨)										

（特別法人事業税）

事業年度		・ ・		法人名							
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 同上に対する特別法人事業税額 (77)× / 100					
所得割 64		売 十億 百万 千 円 00		付加価値割 65		売 十億 百万 千 円 00		77		00	
資本割 66				収入割 67				78		00	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 同上に対する特別法人事業税額 (79)× / 100					
所得割 68		売 十億 百万 千 円 00		付加価値割 69		売 十億 百万 千 円 00		79		00	
資本割 70				収入割 71				80		00	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 同上に対する特別法人事業税額 (81)× / 100					
所得割 68		売 十億 百万 千 円 00		付加価値割 69		売 十億 百万 千 円 00		81		00	
資本割 70				収入割 71				82		00	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業						法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 同上に対する特別法人事業税額 (83)× / 100					
所得割 68		売 十億 百万 千 円 00		付加価値割 72		売 十億 百万 千 円 00		83		00	
資本割 73				収入割 74				84		00	
⑩のうち見込納付額 75				差 引 76				85		00	
						合計特別法人事業税額 (78+80+82+84)					
						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額					
						差引特別法人事業税額 (85-86)					
						既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額					
						租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					
						この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87-88-89)					
						⑩のうち見込納付額					
						差 引 (90-91)					

（事業税）

60の内訳